

○岡山県警察無線通話運用規程

(昭和 41 年 7 月 16 日警察訓令第 8 号)

(概要)

岡山県警察における警察無線電話の運用および通話の取扱について必要な事項を定めたものである。

主な通達の内容は、

- 1 総則
- 2 一斉通報
- 3 通信実施方法

等である。